

演 法人税改革をどのように考えるか

講

宮 島 洋

小山理事長 定刻になりましたので、ただいまから講演会を始めます。本日の講師は東京大学教授の宮島洋先生です。宮島先生には、これまでたびたびこの会の講師をお願いしていますが、恒例ですので、最初に簡単に、ご経歴等をご紹介します。

宮島先生は、昭和四一年に東京大学経済学部を卒業、同大学院経済学研究科を履修され、国立信州大学教授を経て、昭和六〇年に東京大学経済学部教授に就任され、現在に至っております。

先生の著作としては、昭和六一年に日本評論社から出版された『租税論の展開と日本の税制』や平成元年に有斐閣から出されました『財政再建の研究―歳出削

減政策をめぐる―』など、租税及び財政に関する著書や論文が多数ございます。先生は現在、行政改革委員会委員のご要職にありますほか、政府税制調査会委員として税制審議の場でも活躍しておられます。政府税調では、現在法人税制の抜本的な見直しをめぐって検討が行われており、このほど小委員会報告が発表されております。

そこで、本日は、宮島先生に「法人税改革をどのように考えるか」というテーマでお話しただくことといたしました。ご清聴をお願いします。

それでは、先生、よろしく申し上げます。

一、税調法人課税小委員会報告の発表

きょう、何をお話するかということ、極めて大ざっぱに「法人税改革をどのように考えるか」という題を出させていただきましたが、ちょうどタイミングよくと申しますか、この一月二六日の税制調査会総会に法人課税小委員会報告が出されまして、もうオープンにしていだろうということになりました。そこで、きょうは専ら、法人課税小委員会ではなぜこのような報告になったのか、その考え方について一時間ほどお話をさせていたいただきたいと考えております。

私自身余りよく覚えていないのですが、法人課税小委員会のメンバーとして加わってから、とにかく猛烈な回数で開かれ、全部が全部出られたわ

経済界の方々が極めて関心の強かった個別の問題についても、時間があれば若干お話をしたいと思っております。

法人課税小委員会報告というのは、かなり大層なものでございますが、それも私たちから見れば、本当に議論の二〇〇分の一程度の分量という印象を持っております。その間の資料は、今の私の机の上に山ほど積まれておりまして、どう処理していいかわからないくらいとてもたくさんあるのですが、最終的には全部で八〇ページ弱の報告書として出てまいりました。

法人税に関して大きな改革が行われましたのはかつて二度ございまして、一つは一九八九年の、いわゆる消費税導入の際の抜本改革のときに、多少国際化が意識されまして、法人税の基本税率を下げるということがなされました。しかし、昭和四〇年に行われました法人税の、特に税務会計に

けではございませんけれども、ほとんど大学の職務と両立しないほど、とにかく企業会計、税務会計、商法などに関する、極めて微細な問題まで含んで検討いたしました。私のような財政あるいは税制の学者ももちろん何人かおりますが、同時に公認会計士の方あるいは会計学者、さらに民間の財務や会計を扱っている方を含めて、この間、議論は極めて詳細かつ突っ込んだ議論が数十回にわたって行われてまいりました。

私自身、率直に申し上げまして、例えば、ファインانسリースに関する税務上の取り扱いについては議論に着いていくのが精一杯という部分もございまして、それについて極めて的確な解説を行うことは、多少荷が重い点がございます。

きょうは、報告第一部の「基本的な考え方」を中心に話をしたいと思っております。ただ、その中で、例えば引当金でありますとか連結納税といった、

関するかなり大幅な見直し以降、法人税法の中身についての検討は、逐次必要に応じて微調整が行われましたが、全体としての見直しが行われたのは、今回が三〇年ぶりといわれております。また、地方税に関しましては、残念ながら戦後ほとんど大きな見直しはなされなまま今日に至っているという状況でございます。

今回は、極端にいえば、昭和四〇年あるいはそれ以前からのものも含めまして、経済的な変化を織り込みながら、税率や、さらに課税所得の計算に至るまで、とにかく全体を見直す必要があるということ、私たちの意見が一致してございまして、そのことが非常に回数も多いし、時間もすごく長いという審議を要することになったわけでありま

す。ただ、私たちの役割は、全く自由にといいわけではございませんで、前回の税制調査会の中期答

申の中で、要するに課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるといふ方向性が一応つけられておりますので、その方向づけに沿って検討するということ、一定の制約は当然ございました。ですから、この点に関して、経済界の方々には非常に不満があったことは、私は十分承知しております。要するに、課税ベースを広げることと税率引き下げをワンセットで考えることが、現在の日本の経済なり社会なりが置かれていた国際的な環境とか、またこの時期にふさわしい見直しの仕方がどうかという意見が当然あったわけでございます。

しかし、「基本的考え方」の初めに書いてありますように、「法人課税の税法系における位置付けは、厳しい財政事情や、国民がどのような公共サービスの水準や税法系のあり方を選択するかを踏まえて、中長期的な視点から決定されるものである。これは、本小委員会の検討範囲を超えてい

る。」としています。我が国の税法系の中で、法人税をどのように位置づけるのか、例えば、所得税との関係あるいは消費税との関係、場合によっては社会保障負担との関係でどう位置づけるかは、我々小委員会の任務ではなくて、議論するならば総会であるし、もっと大きくいえば国会で議論すべき問題であります。

我々が与えられた任務とは、前回の中期答申に従って課税ベースを拡大する、税率を引き下げるといふ観点から法人税の見直しを行うということであつたわけですから、もちろん、その議論の途中で、こういう見直しの仕方では現在の法人税の問題を議論するには、余りにも制約条件がきついということがございましたし、また、ただ今「厳しい財政事情」という言葉が出てまいりましたが、ある意味ではこれが全体を方向づける一番大きな要因になつたともいえます。

こういった財政事情まで勘案して税制改正を考へることが、果たして望ましいことなのかどうか、私たち学者の間では余りいいことではないと思っております。財政事情があるから、理屈は通らなくてもこういう改革をしなければいけないということになれば、学者が参加している答申の持っている意味そのものが失われてしまうわけでありまして、極端に言えば、もうない袖を振れない、だから、何でもかんでもそういう方向で議論をしなければいけないというほど性格がきつくなってしまうと、議論そのものが窒息状態になつてしまうわけでありまして。

ですから、もちろん財政上は厳しいことは十分承知はしておりますが、その中であるべく望ましい法人税改革は一体何なのかということが、実際的には中心のテーマになつたといつても過言ではないと思ひます。それが、最後に申しあげますが、

「課税ベースの拡大と税率の引下げの意義」というところに、いわば集約的にあらわれているのです。小委員会の一員としては、そういう点で私たちの真意をわかっていただきたいという面もございしますが、同時に、研究者としての個人の立場で申しますと、今回の議論そのものは、やはり財政事情による制約が極めてきついたために、本当に自由な、白紙の状態で法人税の問題を議論することに対しては必ずしも十分ではなかつたと、若干反省の念が無論ございます。

二、法人課税のあり方

(一) 法人課税の概況及び性格

まず最初に、報告の「法人課税のあり方」の中の「法人課税の概況及び性格」から簡単にご説明をしてまいりたいと思ひます。

我が国における法人課税は、国税、地方税ともに、極めて大きな地位を有している。きょう、いろいろの都合で数字的な資料はほとんど用意できませんでしたが、国際比較などをしてみますと、国税あるいは地方税において法人課税に依存する度合い、あるいは法人課税の税収の国民経済に占める割合は、先進主要国の間でも日本が極めて高いのは常識でございます。別の言葉でいえば、日本の税制はそれだけ多くの税収を法人課税に依存しているという状況がありまして、その意味していることは、税収上の地位というものを当然考慮しなければいけないという、私たちにとっては非常にきついメッセージでございます。ですから、簡単に実質減税といわれても困るといのが、大蔵省にいわせれば、ここに期待が込められていると考えていいと思います。

二番目の点は、一口に日本の法人税制と申しま

簡素な、統一のとれた税制に持つていくことが好ましいのではないかとという気持ちがいともござい

ますけれども、他方では法人の種類、規模に応じ

て、より個別の課税をすべきだという意見もあり

まして、その辺のところも常に法人税の議論では

対立点が生じる点でございます。

三番目として、法人税の議論をいたしますと

き、昔から、法人税はだれが負担するものなのか

という議論がございます。本当に株主が負担して

いるのか。本来、法人税というのは法人の所得に

課税されるもので、最終的には多分株主、出資者

が負担するものと考えられますが、昔から一部転

嫁をされるのではないか。例えば、製品の価格に

含まれる可能性がないか、逆に、従業員の賃金あ

るいは納入される部品等に転嫁される、つまり、

資金や価格を下げたりしないかという議論が昔か

らございます。この決着がつきませんと、法人税

すけれども、日本には約二七〇万社近い法人が

あります。一般に皆様方が考えられるような、例え

ば資本金が一〇億円、一〇〇億円を超すような大

きな法人はごく一握り、一%にも満たない数でござ

いまして、大部分はいわゆる中小の法人、しか

も同族型の法人が圧倒的に多い。あるいは同じ法

人という概念の中で公益法人という、やや異質な

ものも含まれている。数も多いし種類も多い。た

だ、日本が特別種類が多いかどうかは、必ずしも

簡単にいえないわけですが、とにかく数が

多く、非常に多様であります。

すべての法人を、何らかの形で一律に律しよう

としますと、なかなか難しい問題が出てまいりま

して、実際、今の税制でも資本金、所得あるいは

公益法人でありますとか、いろいろな種類によっ

て異なった課税の仕方をしているわけでありまし

て、私たちとしては、そういうものをできるだけ

改革の議論がなかなかできないわけございま

す。

しかし、そうは申しまして、はっきりしたこ

とはよくわからない。ただ、報告では、ごく一般

的には、長期的に見れば、法人税というのは場合

によっては転嫁される可能性もあるのだというこ

とで、法人税イコール法人の負担あるいは株主の

負担とはいいい切れないということが書いてありま

す。なぜ、こんなことをわざわざ書いたのか。実

は、私たちが書いたわけではなくて、大蔵省の中

でこういう表現が貴重だと思っただけです。経済

界では、法人税の負担が非常に重いという議論が

ございますけれども、しかし、それが本当に利潤

を削減するという意味で負担が重くなっているか

どうかは、転嫁の問題によって必ずしもそうでは

ないということを、どうもいいたかったのではな

いかという気もいたします。

(二) 税負担に関する論点

こういった点を踏まえまして、次に報告は「税負担に関する論点」というやや具体的な問題に入りますが、実はこれが小委員会で一番議論になった点でございました。先ほども申しましたように、税収の規模というだけではなくて、もちろん平均的なものでございますけれども、日本の法人企業が負担している税の高さなり重さというものは、国際市場で競争状況にある先進諸国、あるいは我が国の企業が最近立地を進めております東南アジアの国々に比べますと、税率が高いことは確かでございますが、本当に税負担が重いのかどうか。税負担が重ければ海外への立地といった産業空洞化という問題が起こってくるわけですから、そういう重い税負担を是正することによって、日本の企業の海外移転あるいは空洞化をとめられるのではないかという議論が、実は法人税改革の一

つの発端になったわけでございます。

後ほどちょっと私の考えを申し上げますが、報告の書き方で申しますと、税負担の国際比較を行うときに、仮に転嫁がなくて株主が負担する、法人の利潤で負担すると考えた場合に、二つの要素、税率と課税所得があります。従来、税率に関しては、比較的わかりやすいものですから、国際比較によって、国税の三七・五％は、ヨーロッパやアメリカの三〇％台半ばぐらい、あるいは東南アジアの国々と比べても、そう大きな格差はないといわれておりましたが、地方税の法人事業税、法人住民税を加えますと、我が国で従来実効税率という言い方をしましたが、四九・九八％というところで、欧米諸国やアジアに比べるとかなり高い。これは共通の認識であります。

ということが問題になります。税率が非常に高くても、課税所得の範囲が非常に狭ければ、企業の税負担は必ずしも高くはないということでありまして、今回の関心は日本の課税所得、一般に課税ベースと申しますけれども、それが外国に比べて

一体狭いのか広いのかということが繰り返して返し議論され、それに対する資料的なものも出てまいりましたけれども、結局、確定的な結論は得られなかったということです。

ある人は、日本の法人税の引当金のように、かなり大きな損算入項目を認めている場合には、外国よりもむしろ課税ベースが非常に狭くなっている可能性があるという人もおりました。ある人は、例えばアメリカに比べますと、減価償却が日本は非常に厳しいので、むしろ日本の方が課税ベースが広がっているという人もございまして、それをどう実証するかということに対して

は、我々経済学者にそれをやれといわれたわけですが、なかなかできなかったというのが本音のところであります。

もちろん、「経済的所得」というものを説明するのはちょっと難しいのですが、あるべき課税所得を、例えば減価償却でありますと、経済的な耐用年数、実際にどのくらいのスピードで減価していくかということを一応客観的に測定をする。あるいは益金不算入とか損算入になっているものの中で、本当の企業価値の実体にして、どの程度上回るとか下回るといふことをいろいろ勘案して、本来の課税所得を一応はかってみて、実際の税負担を国際比較してみる。こんなことは実は国際的にもかなりやられている作業でありまして、それをやってみますと、多分、平均的には日本の法人税負担の方が、アメリカやヨーロッパに比べると、程度の差はあれ高いといえるのではないかと

ということ、割合よく出てくる結論であります。

ただ、実はそういう比較のときに問題になるのは、取得原価主義といえますか、特に保有する資産について時価ベースの損益評価まで勘案してはおりませんので、そのところだけはどうしてもわからないのです。仮に、企業会計の決算上出てきます利益の概念でありますか、あるいは税法上の所得の概念を比較いたしましたして、日本の方が税負担が重いという結論が出ましても、実際企業にとって本当に税負担が重いか軽いかは、例えば資産で申しますと、そこでどういう評価損益が発生しているのかを考えまないと、確定的な結論は出しにくいということでありまして、そういう点です。どうしても限界があったということでありま

報告で、「法人課税の税負担の高低は、容易には

いたしますけれども、仮に税制上の差異があった、日本の法人税の負担が重いということがあったにしても、一般にいわれているような産業の空洞化という現象をそれで説明するにはごく小さい要因であって、圧倒的に大きいのは為替レートの問題あるいは日本と諸外国における人件費、土地の賃貸料、公共料金といった、コストの大きな違いが産業の空洞化をもたらしている要因である、税制はマイナーな要因というか、マージナルな要因にすぎないということを言っているわけでありませぬ。

もちろん、税制がドミナントな要因であることを、経済の場合に主張することは非常に難しいこととであります。しかし、なおかつ、私たちがこの場合、やっぱり法人税負担のあり方について再検討を求めるとすれば、それは法人税に限りませぬが、税制というのは、政府が一番コントロールし

判断できない」と書いてございますが、それは以上のような点を踏まえてのことでございます。

しかし、そうなりますと、問題は税負担が重いのか低いのかはつきりしないのに、なぜ法人税改革をするのかということになってしまふわけです。それが最後に申し上げます、税負担が本当に重いのか軽いのかはつきりしないけれども、なお、課税ベースを拡大して税率を引き下げることには、それなりの意味があるといわざるを得なくなってきた。例えば、税負担が重いから減税を求めるとか、税負担が軽いからもう少し増税を求めるといふのは比較的わかりやすい議論であります。何らかの改革をするといふのはかなり苦しい議論でございます。そのためにいろいろな理屈づけをすることになったわけです。

ですから、少し強過ぎないかという気は今でもやすい変数だということとあります。例えば、人件費が高いといつて、政府が賃金の引き下げを命令するわけにはいきませぬし、土地の賃貸料が高いからといつて、土地の価格に上限を当てはめるわけにもいけません。政府が左右できるのは税制のような政策要因でありますから、仮にマイナーな要因であっても、政府が直接コントロールできる要因が税制であるならば、それを是正することは当然のことであると思えます。しかし、これについては必ずしもそういう意見ではなかった、全体としてはそういう意見にならなかつたと考えていかと思えます。

むしろ、先ほどの空洞化なり海外移転は、必ずしも日本にとって悪いことではなくて、それを通じて海外との水平的な分業が進められて、例えば日本から海外に移転した企業に対して、部品とか完成品の輸出が行われる形で、むしろ経済規模の

拡大が期待できると、報告に書いておりますように、どうも極力、税制と産業空洞化との関係は無いのだという書きぶりに、最終的にはなったということがあります。

そして、現実的にはもう少し重かったのが、やはり、我が国の現在の財政事情の問題、とりあえずは国とお考えになっていいと思いますが、財政赤字あるいは債務残高の累積といったようなことをごさいますて、とにかく、これがどうにもならない状況になっている。

経済審議会で私が座長になって行った国民負担率などに関する長期推計がございしますが、今後ほっておくと、財政赤字がさらに拡大をする、政府の債務がさらに拡大する。きのう経済審議会ですべての報告が出ましたのでお聞きになったかもしれませんが、今のままほっておくと、どうも二〇一〇年ごろまでに日本は債務国になる可能性があ

て、その実質的な税負担の軽減を行う環境にはないと、非常にはつきりとい切ってしまっているわけでありませう。こうなりますと、仮に日本の法人税負担が重くても、あるいは今の日本の法人税制にいろいろな問題があつて、それを直すことが法人税の減少をもたらす、合理的にやればそうなるということが見えていても、とにかく今は全く実質的な減税を行う環境にはないのだということでもあります。

したがいまして、もし何らかの法人税改革を行うとき、税率を引き下げることには高いプライオリティーがあるとすれば、課税ベースを広げて、法人税の中で税収中立型の税制改革をやらざるを得ないのだというメッセージであります。ですから、これは税制の議論ではなくて、まさに財政の議論でございまして、主計局の議論だといつてもいいのかもしれませんが、これは私たちの関知す

る。今までは日本は貯蓄が多くて、資本輸出国でございましたが、財政赤字と債務国への転落という双子の赤字を背負う可能性があるというのは、単に財政赤字があるというだけではなくて、現在の日本の財政のあり方そのものが、どうしようもならない状況になってきているということでもあります。

そういう点を考慮すれば、これ以上公債を発行して減税を行うことは到底できないし、もし歳出の削減を行うならば、まず真つ先に財政赤字の対策に回すべきであつて、法人税の減税に充てるというのは理屈が通らないという財政状況の厳しさが、今回の法人課税小委員会における議論の大きな枠組みと申しますか、制約になったということでもあります。

ですから、報告では、将来は税負担軽減の可能性はもちろん議論できるのですが、現時点においてはきところではない、私には責任がないといったところですが、何分の一か、断固これに反対しなかつたといえましょうかもしれませんが、そういう状況があつたことは、ある程度私たちも後でやむを得ないと考えております。

(三) 税率に関する論点

そこで今度は、先ほど申し上げました二つの要因の、税率と課税ベースに関して、どういう論点の主としてあつたのかと申しますと、まず一つ大きいことは、恐らく来年度大蔵省から出ますいろいろな税制に関する資料で「実効税率」という言葉は消えると思ひます。今までは、まず一〇〇の利益がありますと、法人事業税が最初に課税された後損算入されますので、それを除いた部分について法人税と法人住民税が課され、それらを足し上げますと四九・九八%となるわけでありまし

て、これをかつては実効税率と呼んでいたわけ
あります。

しかし、これは明らかに間違いというか、おか
しな表現でございまして、単に表面税率を、法人
事業税の損金算入を考慮して足上げたものにす
ぎないわけで、法人の税負担を示すものではござ
いません。もちろん課税所得が国際的に全く統一さ
れていれば、税率だけで実効税率と呼んでもいい
のかもかもしれませんが、企業の本当の税負担は、課
税所得を考えなければいけませんので、その課税
所得がもし違ってきますと、税率だけでは実効負
担も議論できない。

ですから、多分来年度から、「表面税率（調整
後）」という表現に全部変わると思っています。今まで
実効税率とっていたものを調整後表面税率と急
に変えるというのおおきな話であります。し
かし改めるに越したことはないのでありまして、

あり、比較的従来から経済活動を行っていて、い
ろいろな資本蓄積をしたり、雇用者が非常に多
かったり、あるいは損金算入項目となる経済活動
を多く行っている企業の場合には非常に狭くな
る。ですから、税率は高いけれども、課税ベース
がうんと狭いので、実際の税負担はそれほど大き
くならない。

それに対して、例えば、新しい産業のように、
確かに成長率は非常に高い、利潤収益率は高いけ
れども、資産の蓄積が十分ないとか、非常にハイ
テク化されていて雇用者は余りいないとか、ある
いはほとんどアイデアだけで勝負をするという企
業の場合には、従来の日本の法人税制にビルト・
インされていたような、いろいろな損金算入でき
る項目を十分利用できない、課税ベースが大きく
なってしまふ。それに高い税率が課されると、確
かに非常に重い負担になってしまふ。

そういう点で、まず従来の税率に対する考え方自
身を変えなければならぬというのが、今回形式
的にいえば一つ大きな変更点になったかと思いま
す。

次に、報告では、「税率が他国と比べて相対的に
高いことは否めず」と、非常に婉曲な表現になっ
ていますが、比較してみれば高いのは明らかでござ
います。「否めない」というよりも「明らかだ」と
いうべきであります。非常に高い税率が、仮に狭
い課税ベースのもとで課された場合どうなるか。

つまり狭い課税ベースというのは、いろいろな
引当金など損金算入項目が多くて、課税所得が小
さくなった場合ですが、ここには一つの考え方が
もう既に入っていて、いろいろな損金算入項目の
基礎となるような経済活動なり、資産なりという
ものを多く持っている企業の場合には、課税ベー
スが非常に小さくなる。要するに、伝統や歴史が

ですから、報告では、「所得が相対的に多く生産
性の高い企業に税負担が集中することになりかね
ない」といっているわけでございまして、従来の
法人税制のもとで、課税ベースを狭めるようない
ろいろな規定を十分利用できる企業は、税率が高
くても余り重い負担にはならないけれども、そう
いう規定を利用できない企業にとっては、課税
ベースが広がってしまつて、しかも税率が非常に
高い。まさに法人所得の本当の根っこから五〇％
くらいを国、地方に持っていかれてしまふ。そう
いう問題が起こり得る、そこは何か直さなければ
いけないだろうという意味はあり得るといふのが
このメッセージでございます。

そして、先ほど申しましたように財政状況が非
常に厳しいので、法人税の実質的な減税を行う余
地はないけれども、やるとすれば税収中立型の税
制改革はあり得る、したがって、課税ベースを拡

大する余地があるならば、それに応じて、さらに法人税の基本税率を引き下げることが重要であると言っているわけです。今、日本の三七・五％という基本税率も、欧米諸国に比べますとまだ一、二％ほど高い。何となく三五％くらいまで行けばいいなと考えていたことは確かでございます。

ただ、そのためには課税ベースを引き上げて、それだけの増収要因をつくり出す必要がございます。それが果たしてできるかどうかはよくわかりません。よくわからないという意味は、後ほどご紹介いたしますが、現在のさまざまな税制上の既定要因をどの程度なくせばどの程度の増収が出てくるかはある程度わかりませんが、それが果たして可能なのか、あるいは理屈が通っているのかと異なりますと、いろいろな議論がございまして一概にはいえません。昔から存在するものには、存在理由があるとよくいわれますけれども、どう見てもぐ

あいがおかしいと思っても、やはり、存在するに何かそれなりの理由があつてつくられたわけでありますから、簡単に我々がこれはおかしいといつて切るわけにはいけません。

ちょっと笑話ですが、かつて税制調査会の総会のときでございますけれども、私たちが交際費でありますとか、いろいろな問題について議論をしておりますときに、ある著名な方が立ち上がりまして、学者のように貧乏くさい人間は、そんなことを平気でいうけれども、しかし、日本では銀座のクラブとか、柳橋の料亭とかは一つの文化としてあるのだから、ああいうものをつぶすようなことを簡単にいうべきではないと、堂々といわれたことがありまして、私たちは鼻白んだ経験がございます。存在理由はなかなかよくわかりませんが、やっぱりあるものには何らかの存在理由があり、またそれを支えるメカニズムが働いていると

いうわけでございまして、簡単に我々が、どうもおかしいなと思つても、そんなにすぐなくなるといふものでもない。

ですから、拡大の余地があるかないかは、理屈の問題と同時に、もう少し別の判断、私たちには必ずしもよくわからない判断も入ってくるわけでございますが、ただ、考え方としてはできるだけきちんと検討した結果、現在の法人税法の規定の中で、再検討する余地があればそれを直して、課税ベースを拡大して、なるべくそれだけで法人税の基本税率を引き下げたいということであつたわけでありませう。

三、地方の法人課税のあり方

私は、しかし、それだけではなくて、前々から、日本の法人課税の問題は、国税である法人税の問

題ではなくて、地方の法人課税の問題だと繰り返しいつてまいりました。それは単に日本の法人事業税とか法人住民税が国税に付加されていて、全体の法人税の負担が高くなっているというだけの話ではございません。都道府県が法人事業税に依存しているがゆえに、今、非常に税収の大きな変動をこうむっている。本来、義務教育とか生活環境整備とか警察とか消防といった地方行政をやっているところで、安定的であるべき税収が大きな変動に見舞われるのは、教科書的にも全くおかしい事態でございます。

あるいは、皆さんご承知のとおり、法人事業税などでは税収を地域で分割してはいますが、例えば、本社と工場とか、支店とか、たくさん分割をうまくするために、本社の従業員は二分の一にするとか、地方の工場は一・五倍にカウントするといった、全くびぼう的な税制改正をやつてきて

いる。これはなぜかといいますと、法人は、地域の立地が非常に偏在いたしますので、本来、地方が法人税に課税するには無理があり、我々は、そういうことは口を酸っぱくしていつているのですが、残念ながら自治省はほとんど動かない。ターゲットは、実は地方の法人課税にあるのですが、地方だって税収が今減ったら大変だという思いと、どうも今までは、右肩上がりの法人課税が常に潤沢な税収を生み出してきたという発想からなかなか抜け切れない。

私たちの一番の不満は、地方税がほとんど動かないということであります。もちろん、それなりの理由があることは、我々は十分承知はしておりますけれども、しかし地方税が動かない限り、法人税の抜本的な改革ということは見通しが立たないわけでございます。今回もその意味では国税にある程度限定された議論ですから、せいぜい一

二〇程度の議論にしかならない。

私たちが地方の法人課税の是正を求めると、自治省の言い分は常に、日本は欧米と違うんだ、外国の地方自治体と違って、公共事業のように非常に大きな業務を日本の地方自治体は担っている、ということ。外国では大体インフラ整備が済んでおりますので、地方公共団体がやっているのは教育とか福祉のようなものが中心でございます。それほど規模も大きくない。もちろんドイツとかアメリカのような連邦国家は別でございますが、日本のような単一国家でいえば、イギリスもフランスもイタリアもそうですが、みんなほとんど国がやっていて、地方はあまり大きくないのですね。その一番大きな原因は、公共事業を地方はほとんどやっていないからです。

ところが、日本では、今は公共事業の大半は地方が担っております、そういう意味では地方は求めないというのは、利益説とは全く異なった考え方でございます。

当然税収需要も非常に大きい、しかも、公共事業の受益者は、道路にせよ港湾にせよ、多くの場合企業である、したがって、地方は当然法人に対して税負担を求める権利がある、しかも、今の地方に与えられている公共事業などの事務の大きさを考えれば、当然重い負担になってもやむを得ないというのが自治省の考え方であります。

私たちは別にそこまで否定するつもりはありません。ただ問題は、自治省のいうように、地方の公共サービスの受益の対価として法人から費用負担を求めるといふのであれば、所得を課税ベースにする理由は全くないということであります。つまり、企業が事業を営んでいることは、赤字だろうと黒字だろうと同じことございまして、常々いつておりますように、それは企業の存在自体、あるいは企業が営業活動を行っていることから求めるべきでございます。赤字が出たから負担を

こういう、ある意味では子供でもわかるとは申しませんが、当たり前の議論なんです、実際には地方の税制の議論そのものが閉塞状況になっております。かつて付加価値税の導入が今の法人事業税を外形標準化するという流れで、昭和四〇年代まで地方財源として議論されてまいりました。ところが、昭和五〇年代の初めに、国の財政が悪化して、付加価値税が国の財源として議論されたところから話はおかしくなったわけでありまして、地方は付加価値税を導入するという方向をそこで一応閉ざされてしまいました。ですから、地方としては、法人事業税はやめたいけれども、それにかわる財源がないというのが、いわば今の地方の実感だろうと思えます。

ですから、法人税の議論というのは、特に国際

的な観点から抜本的な議論をするためには、地方税の問題を視野に入れなければいけない。そうやってくると、法人事業税にかわる地方の財源、とりわけ分権という流れの中では、地方財源をいかに確保するかというのが大きなテーマでございまして、その見通しが立たない限り、本当に法人課税に踏み込んだ議論はできない。

それと同時に、政治的にはほとんど不可能な議論になっている。といいますのは、研究者は勝手にそういうことをいいますけれども、法人の税負担を軽減して消費税率を引き上げるなんていう選択は政治的にはほとんど不可能です。低所得者をいじめながら企業の税負担軽減を行うとは何事かというような、これは確固たる政治的な常識のよきなものでございます。ですからそういう考え方を要する必要があるとして、それはどうやって変えるかというのは、私は一つは分権の議論だと思

いますが、そういう議論になかなか今のところ入って行けないのも確かでございます。

ですから、法人事業税については外形標準課税をやり、それによって今の所得課税ベースの法人事業税が徐々に縮小していくことは考えられるけれども、しかし実際にはそういう外形標準というのは当然転嫁が前提の、ちょうど消費課税と同じような意味合いを持ちますので、消費者の負担をさらにふやすことになりまして、それが果たして可能なかどうかについては、これ以上の議論は、我々は別として、行政、政治のレベルではほとんど進みようがない状況に今なっているということでありまして。

実は経済界もこれに対しては決して賛成はしてないのです。私はどうもその辺は、逆に経済界に対しての若干の不信もございまして、法人所得に課税をするような法人事業税というものはや

めるべきだと思っておりますが、ただやめるとなれば、外形標準的な、例えば資本金とか売上高とか従業員の数といったごく単純な外形標準の課税もありまして、あるいは今通常言われている加算型の付加価値と呼ばれるものに対する課税、これは当然転嫁が前提の間接税でございますけれども、これを導入することは考えますけれども、ただ事業者にいわせれば、それによって今の税負担が大きく変わる。ちょうど昔、法人事業税と特別所得税を廃止して付加価値税を導入するというシャープ勧告が出たときに、法律はできませんが実施されないまま昭和二八年に廃止になっておりますけれども、そのときの大きな理由が、業種とか規模によって税負担が大きく変わることに對して、経済界が極めて強く反対したからであります。

ですから、私にいわせれば、現在法人事業税と

いう税制が残っていて、それが法人所得に対する非常に重い課税になっている原因は、むしろ経済界に一つの責任を持ってもらわなきゃいけないと、率直に言えば思っております。外形標準というのは間接税でございます、転嫁が前提になる、いわば消費税と同じ種類のものであります。どうもその辺はなかなか理解していただけない、企業の負担になる、コスト増になるから、企業としてもそう簡単には賛成できないという考え方が強いということでありまして。その辺も少し議論の整理が必要だろうと思えます。

四、課税ベースの拡大と税率の引下げの意義

(一) 課税ベースの見直し

報告では最後に、「課税ベースの拡大と税率の

引下げの意義」について書いておられます。そのうち、特に「課税ベースの見直し」は、これがいわば一番中心でございますけれども、なぜ見直すのかということになりますと、既にお話ししましたように、最近といたしますか、昭和四〇年以來というべきでしょうか、国際化が進んでクロスボーダー取引が非常にふえてきているとか、金融取引技術が発達して非常に多様化しているとか、経済構造自体を変えなければいけない状況になっており、今の経済構造改革の流れにマッチした税制でなければいけない。そういういろいろなことがありますし、そのほか、従来日本では株式持ち合いという形で法人企業の結びつきが強かったわけがありますが、そういうものがだんだんと変わってきている、法人の組織とかそういうものも変わってきています。

あるいは、一般に最近法人企業の財務につきま

法人税改革をどのように考えるか

いなことも書いてございます。いつまでも寄らば大樹の影のように一つの企業に依存し続ける、あるいは定年まで勤め上げることがもはや美風ではなくなってきた、もっと労働市場も流動化してくる。あるいは企業を飛び出して自分で企業を起すということが、日本のこれからの経済の活力にとって重要であるとすれば、今までの法人税法だけではございませんが、むしろ何十年も勤め上げる長期勤続者を優遇するような税制であるとか、あるいは企業の金で飲んだり遊んだりすることがもしあれば、それは望ましいことじゃない。そういう多少余計なことまで含めて書いてあります。

実は私、申し上げましたのは、こういう余計なことまで書き込んだことが随分誤解を招いた点もでございます。つまり何かこういう見直しを行うときに、一本の筋で全部考えていくならば、嫌なところがあつたにしても納得される部分があると思

して、投資家保護という観点からディスクロージャーの必要性が説かれたり、あるいは国際的な会計基準に沿った扱いによって、国際的なスタンダードに沿う必要があるという議論も無論でございます。

さらに、法人税の味につきましても、必ずしも今の法人税が、業種であるとか規模であるとか経済活動に対して中立的とはいえないのじゃないか。あるいは、国民が法人税を評価する際に、その透明性などについて、必ずしもそうではないのではないかという議論もございます。

あるいは、報告には、随分余計なことまで書いてありまして、日本の法人税というのは確かに日本の企業風土にマッチした税制であったかもしれないけれども、逆にそのことが会社人間をつくり出してはいないか、もっと会社から自立した人間をつくるのがこれからの社会的な責務であるみた

ますが、一つ一つ議論するときには別のスタンダードを持ち出すと、かえって信頼性がなくなるんだということでは随分違ったつもりです。確かになくなってきた面もありますけれども、よく見てみますと、ある議論はこのスタンダード、ある議論は別のスタンダードを使うというように、何となく使い分けているところがございまして、その使い分けているところはみんなそれによって課税ベースが広がるように使い分けているんじゃないかという疑いを常に持たれていたということでもあります。

私自身、随分あちこちから、あるところは国際会計基準の必要性といていて、あるところになると日本の商法が大事だみたいな議論をしているし、あるところは選択の重要性を説きながら、あるところは選択がかえって不公平だということとか、厳密に見るとどうもおかしいということもある

という指摘を受けます。私はそれを否定いたしません。確かにそういう点がないというだけの自信もないし、しかし、なぜそうなったのかということになれば、先ほどもいいましたように、一つは今の財政状況が非常に厳しい中で、実質減税を行うのは難しい、しかし税率は引き下げたい、そうすると、税率を引き下げる財源を何とか生み出す必要があって、若干筋が曲がる場所が出るにしても、あるところは少しこういう観点から見ても好ましくないところがあるという議論が出てくるのも、やむを得ないという面もあつたのかと考えております。

課税ベースの見直しについて、報告では具体的な指針が書いてございまして、費用または収益の計上時期の適正化、保守的な会計処理の抑制、会計処理の選択性の抑制・統一化、債務確定主義の徹底、経費概念の厳格化、租税特別措置等の一層

ございます。ですから、費用または収益の計上時期の適正化が必要になってくるわけです。

適正化という言葉は、皆さんよくご存じかと思いますが、大体、引き上げとか拡大とかいうときに使う。しかし、今回は必ずしもそうでございませんで、私たちが要求したことでありますけれども、場合によっては課税ベースが縮小することであっても、本当に適正化ならばやってほしいということでした。もちろんそれがこの中にたくさんあるかという点、余りないのですけれども、例えば本当に検討していったら、あるものはむしろ課税ベースの縮小だつてあり得る。適正化というのはそういうことなんで、日本みたいに公共料金の値上げを公共料金の適正化といい、都合悪いことはみんな適正化という言葉で表現してしまうのは言葉の乱用でございまして、適正化というのは中立的な言葉で、それによって拡大する場合もあ

の整理合理化、国際課税の整備の七つが掲げられています。

結局これは何なのかと申しますと、一言でいえば、期間損益計算の正確さをいかに保つかという一点に尽きると思います。要するに、ある会計年度の企業の所得をいかに厳密に算定をするかということでもあります。その場合、厳密にとか正確にと申しましたのは、その算定方法に余り幅があたりすると、企業によって違いが出てきてしまうおそれがあるので、なるべく統一したルールを設けることが望ましいということでもあります。

もう一つは、期間損益計算でございまして、ある収益なり費用をどの期間に帰属させるかということも、統一的なルールをつくる必要がある。そういったしませんと、費用なり収益なりの帰属期間が企業によって違いますと、同じようなことをやっているながら、所得に違いが出てくること

れば、縮小する場合もある。

ですから、もちろん報告にも書いてありますけれども、あえて課税ベースが縮小するようなことも、会計処理の仕方の適正化という観点からは検討すべきだということも、それはむしろ学者委員的な発想ですが、そういうことを盛り込んでもらったということもございまして。

最初の費用又は収益の計上時期の適正化は、主に工事収益とか割賦販売にかかわる問題でございまして、今の進行基準と完成基準の選択性というものに対して、今後はできるだけ進行基準という形で統一する方向が望ましいのではないかとこの意見でございまして。

一番目の保守的な会計処理の抑制につきましては、主として資産損益の扱いに係る現在の低価法に対する議論でございまして、今のよう低価法、とりわけ切り離し法のような形のもの、課税所

得の適正な算定ということから好ましくはない。本当に時価的な発想をすれば、低価法だけを認めるというのはおかしな発想で、上がったときにはそれもちゃんと課税所得に入れるというならわかるけれども、下がったときだけ認めるといのはおかしいということです。この辺が実は会計学者と一番議論が対立した点でございまして、商法などでは、引当金でありますとか資産損益をめぐっては、費用や損失はなるべく早く計上する、収益はなるべく実現まで待って計上するという考え方、要するに保守主義の考え方でございます。

これは非常にキャッシュ・フロー的な発想に近いのではないかと思っております、今の税法でも、資産の価格が大幅に下落したときには低価法の適用を認める。さらに切り離し法と洗いかえ法があります、低価法だけを認めるといのは、期間損益の評価にとって必ずしも十分ではないと

いうことが一つは含意されております。

もう一つは、引当金の考え方もそうでございまして、これは債務確定主義と裏腹の関係にあります。つまり将来の費用でありますとかコストをあらかじめ見積もって、それを損失として損金算入項目で処理していくことについては、企業会計上は合理的なものとみなされておまして、当然守られるべきであるという意見が強いわけでありますが、しかし期間損益の正確な計算から申しますと、費用だけをあらかじめ見込んで算入する、しかし収益は実現主義というのは、これまたややバランスに欠けた扱いでございまして、こういうことについても何らかの統一的なルールがつかれないかという議論でございまして。

三番目の会計処理の選択制の抑制・統一化というのは、主に先ほどの進行基準と完成基準の選択の問題でありますとか、あるいは減価償却の定率

法と定額法の選択の問題、あるいは先ほどの取得原価主義と低価法の選択の問題、あるいは棚卸資産におけるLIFOとFIFOの選択といったような、実は税務会計の上でも商法に従いまして、多くの会計処理の選択制を認めておりますが、この選択が場合によっては、例えば途中で定額法から定率法に切りかえる、あるいは定率法から定額法に切りかえるということになりますと、企業に期間損益計算のブレが出てくる可能性がないか。

LIFO（後入先出法）というのは、主にインフレ会計として入ったものでございまして、物価が上昇していくプロセスの中で、インフレ利益を発生させないために、後入先出法のような形で、後から入ったものを先に出していく、こういう発想で入ってきた。余り物価が下がることを考えていなかった。ですから、卸売物価が下がる状況になつてきますと、今度は状況が逆になります。物

価の下落が起こり得ることを考えますと、そういう選択を認めることが果たしていいのかどうかということになります。一貫した方法でやらないと、こういう波のある状況では、期間損益にブレが出てくるのではないかという議論でございませう。

また、貸し倒れ引当金につきましても、法定率と実績率との選択という問題があります。

四番目の債務確定主義の徹底というのは、先ほどの保守的なものと割合似ておまして、将来の起不確実な費用、この中には実は退職給与のようなものも含めて考えていいと思いますが、将来の起り得る費用とか支出をあらかじめ当期に見込んで損金算入することで、どの程度将来の費用や支出の確実性が担保されているのか、どうも危ないかと、かつてのように定年まで勤め上げるという

のであれば、確かに将来の退職金の支払いはある程度確実だったかもしれないけれども、しかし雇用の流動化が進んで、途中で退社していく人が多くなってきましたと、それこそ退職年齢のときにどれだけの退職金を払うかということを含から組み込んでも、それはかなり不確実な要素になってしまっているのではないかということでございます。

五番目の経費概念の嚴格化というのは、全体にイえるわけでありすけれども、例えばこの中で多少議論になりましたのは、特に中小法人の役員給与の問題であります。一昨年度になります、赤字法人が全体の六三%という非常に大きな割合を占めておりますが、その赤字法人をよく見ると、本当に赤字なのかどうか、どうも中小の同族法人の場合なんか見ますと、役員給与が非常に高い。というよりも、非常に上がった見方をすれば、

その他、租税特別措置等の一層の整理合理化、国際課税の整備については、省略します。

(二) 商法・企業会計原則との関係

こういう議論をしていく中で大きな問題になりましたのは、今の商法あるいは企業会計法、証券取引法、そして税法という、企業の会計を律する幾つかの法律との関係でございます。我が国では確定決算主義という考え方がとられていて、これは商法における決算利益を出発点にして、税法で定めた個別の事項について、いわば申告調整をしていくという考え方をとっている。ですから、我々はどちらかというと商法が既定要因だといいますが、会計学者は逆に税法が規定しているといえます。つまり、税法で損金経理を条件にするために、企業会計そのものが税法の影響を受けてしまふ。だから、むしろ税法の逆規定性こそ問題だ

ば、役員給与を積み上げて赤字にしているんじゃないかというところも見受けられる。どうも税金を払って企業を運営するのはばかばかしいみたいな発想がないかということでもあります。

あるいは、企業の福利厚生費、通常フリンジ・ベネフィットといっておりますが、それも本当に従業員の就業に必要なものであるならば、それはそれなりに理由があると思いますが、例えば保養所でありますとかゴルフの会員権でありますとか、そこまで面倒見る必要はないだろう。そういうのは本来個人がやるべきものであって、就業に付随したものとちよっといいがたい面もある。本来これは所得税の基本通達で、所得税で扱うべき問題であります。しかし所得税では非常に税法上難しいので、欧米諸国などは損金算入を制限するという形で一応税負担を求めています。そんな点もここに入ってきている。

という議論もございまして、これは議論としては対立した点ではございますが、いずれにしても商法、企業会計原則と税法との間をどう考えるかということでもあります。

そこで、報告では、商法・企業会計原則、税法、あるいはこれに証券取引法も加えるべきでありますが、こういったものは同じように企業の会計原則を律するものでありますけれども、目的は違うのではないか。税法というのは、期間損益の正確な計算を通じて企業間の税負担の公平とか中立を維持するところに目的がある。商法は、企業のいろいろな利害関係者の利害調整であるとか、そういうものを中心に。証券取引法は、投資家保護を目的にして財務情報をいかにディスクローズするかということに目的がある。だから、全く同じ会計原則なり会計方法をとる必要はないというのが、一応基本的な考え方でございます。もちろん、

企業側にとっては、一々違った会計処理をしなくてはなりませんので、非常にコストがかかりますから、できるだけ合わせた方がいい。しかし、場合によってはそれぞれの固有の目的に従って離れるのもやむを得ないんだというのが、報告の考え方であります。

ところが、こういう議論をしておりまして、これは随所で気になり、多くの方に批判された点でありますけれども、例えばある面では引当金などは商法の規定をむしろ離れてもいいという考え方が強かった。商法では引当金をたくさん列挙いたしましたして、税法はそのうち六つだけを認めているわけでありまして、それをさらに今後見直そうということとして、商法の学者は、そんなのは全くむちゃだ、商法で認めているものを税法が勝手に切ったり張ったりするのは、余りにも越権行為であるという考え方が強い、しかし、税法というの

は、期間損益の正確な計算に目的があるんだから、そういう点で問題がある引当金についてはメスを入れることはやむを得ないというのが、私たちの考え方でございました。

しかし、それを貫きますと、今度は、例えば連結決算に関する議論で、商法はまだそれを認めていないから税法も認めるべきではないみたいな意見になり、おかしくなってしまふのです。つまり、今度は、商法が動いていないから税法は勝手に動くべきじゃないという議論になりまして、これはちょっと読んでみると、普通の人の意見だなということになってしまふわけであります。

ですから、先ほど申しましたように、本当に一貫した論理なり指針で全体が切られているかというところ、税収減をもたらすところは別の論理を持ってくるような面がございます、ある意味では、少し我々にとっては忸怩たるところがござ

います。何度も繰り返しますが、現在の財政状況の厳しさの中で、税率の引き下げを図るためにはどうしたらいいかということが非常に重要な目的になったということでございます、そういう点で筋がちょっとどこかでぐにゃつとしていたりなどという批判があるとすれば、それは甘んじて受ける面もござります。

もちろん連結決算については、そういうことだけじゃございませんで、むしろ私たちが連結決算に対してどうもまだ首をひねっているのは、企業が確かに分社化でありますとかそういうことを通じて、事業を展開したいという気持ちはよくわかれます。しかし、分社化するのは、わざわざ本社から切り離すメリットがあるはずですよ。例えば雇用慣行とか賃金体系とか人事管理でありますとか、そういうものを本社と同じじゃなくて、もっとフレキシブルにやっていきたいからこそ、

分社化するのではないか。そういう企業経営上のメリットで分社化するのに、なぜ財務だけは一緒にしたがるのか、どうも私はまだよくわからない。もしそうだったら、同じ中で事業部かなんか設けてやればいいことでありまして、それだったら財務は一緒ですから、内部取引は当然相殺されるわけでありまして、しかし、分社化をする、つまり別人格の企業をつくって、そこで本社とは違った事業を行うことが望ましいという経営上の判断をするのに、なぜ税法上の財務だけはもう一回本社と一緒にしなきゃいけないのか。

つまり、我々から見ると、いいところだけ分社化しておいて、まずいところは一緒にした方がいい、どうしてもそういうニュアンスがちょっとたまにある。しかも、例えば配当とか利潤という概念も、本当に日本の場合、連結で考えることになっているのか、あるいは株価の形成などがそういう

形で行われているのかどうか。つまり、日本は企業体というのが、いわゆる一つの企業ではなくて、ある企業が出資をして、国内の子会社でありますとか、あるいは外国の現地法人もそうです。そこで一体として本当に企業経営なり株価の形成なりをやる、そういう情勢になっているのかどうかという点については、まだ私たちは説得されなかったというべきだと思います。

ですから、非常に回りくどい言い方になっておりますけれども、これは継続審議に近い研究課題でありまして、それは今お話ししましたように、もう少しその辺のところをはっきりしてほしいという気持ちでございます。もちろん国際的には、今は連結ベースでいろんなものを判断するという慣行があることは十分承知しておりますので、恐らくこれは企業の国際化というモーメントがかなり大きいということで、今後さらに検討すべき要

か、幾つかのそういうものの中で、それを十分利用できる既存の産業と、必ずしもそれを十分利用できない、まだ非常に幼稚な状況にある産業との間で、税負担が実質的に違ってしまうのは困るんだということです。

むしろこれからの日本の経済全体を考えてみますと、もちろんそんな簡単にいくわけじゃありませんけれども、経済構造改革、規制の緩和といったことを中心にして、今後日本の場合、新しい産業や新しい事業が起こってくれなければ、日本の経済はじり貧になってしまうというのが私たちの認識でございます。新しい成長産業、これは必ずしもベンチャーということをしているわけではございませんが、規制の緩和が進むにつれて、新しい事業分野、新しい産業が当然今後ふえていく、それがないと日本の経済はもうとても引っ張れなくなっていくという認識がございまして、つ

因として残ったということでもあります。

(三) 課税ベースの拡大と税率の引下げの意義

そこで最後に、「課税ベースの拡大と税率の引き下げの意義」とは一体何だったのか。つまり、実質減税は無理である、しかし、課税ベースを検討する中で、ある程度課税ベースを拡大し、そこから得る増収分を税率の引き下げに回すことに何の意義があるのかということでもあります。これに関しては、先ほども既にお話しした点でございますけれども、簡単にいえば、特に新しい成長産業といった生産性の高い企業にとって不利にならないようにということが大きな目的でございます。

つまり、今いろいろ申し上げましたような税法上の会計基準、すなわち、税法上の課税所得の計算過程において、例えば損金算入が認められる、あるいは収益の実現まで計上時期が延ばされると

まり生産性が高くないと、日本ではもうこれだけ高い人件費であるとか公共料金を吸収してまで日本の国内で事業を営むことは非常に難しくなってきた。したがって、既に成熟段階にある多くの日本の企業が今後海外に移転していくことは、やむを得ないことです。日本に無理してとどまれないことも、とてもそんなことはできないのもわかっておりますので、むしろこれからは、日本のような先進国では、高くなっている人件費を吸収できるだけの生産性の高い企業でないと、生き残ってはいけません。そういう生産性の高い企業が発展することを支えるような法人税制である必要がある、そのためには、なるべく税率を下げたいということが大きな目的でございます。

もう一つ、企業の海外移転が起こっても、外国から日本に对内投資がふえれば別に問題はないのですが、ご存じのとおり日本では出ていく資本は

多いけれども、ほとんど資本が入ってこない。外国の資本が日本に入ってこない一つの理由は、もちろん日本の高いコストでありますが、そればかりではなくて、日本の高い法人税、特に外国の企業はすぐ収益を本国の親会社に配当として還元させる傾向が強いために、高い利潤に対して高い税率の法人税というのは外国は非常に嫌がる。そういうことを考えると、対内直接投資を促すためにも、法人税率をできるだけ下げておきたいということもございます。

また、先ほど申しましたように、日本は赤字法人が六割を超えています。私どもから見るとかなり異常です。これはもちろん今の景気状況でやむを得ないかという面もございませうけれども、アメリカなどと比べると、非常に高い割合なんですね。損金算入に対して少し寛大過ぎないか。それがこういう赤字法人を生み出しているのではない

か。ですから、課税ベースを拡大することは、赤字法人対策としての一つの意味合いを持っているという判断もあつたわけでございます。

以上、細かい論点については、ご説明する時間がございますが、一応これで報告を終わらせていただきます。(拍手)

小山理事長 時間はほとんどございませませんが、ぜひ質問なさりたいという方がございましたら、お一人、お受けいたしたいと思えますが、ございませうでしょうか。——よろしゅうございませうか。それでは、これで本日の講演を終わりにいたします。どうもありがとうございました。(拍手)

(みやじま ひろし・東京大学教授
本稿は、平成八年一月二八日に行われた講演会の
記録で、文責は当研究所にある。)